

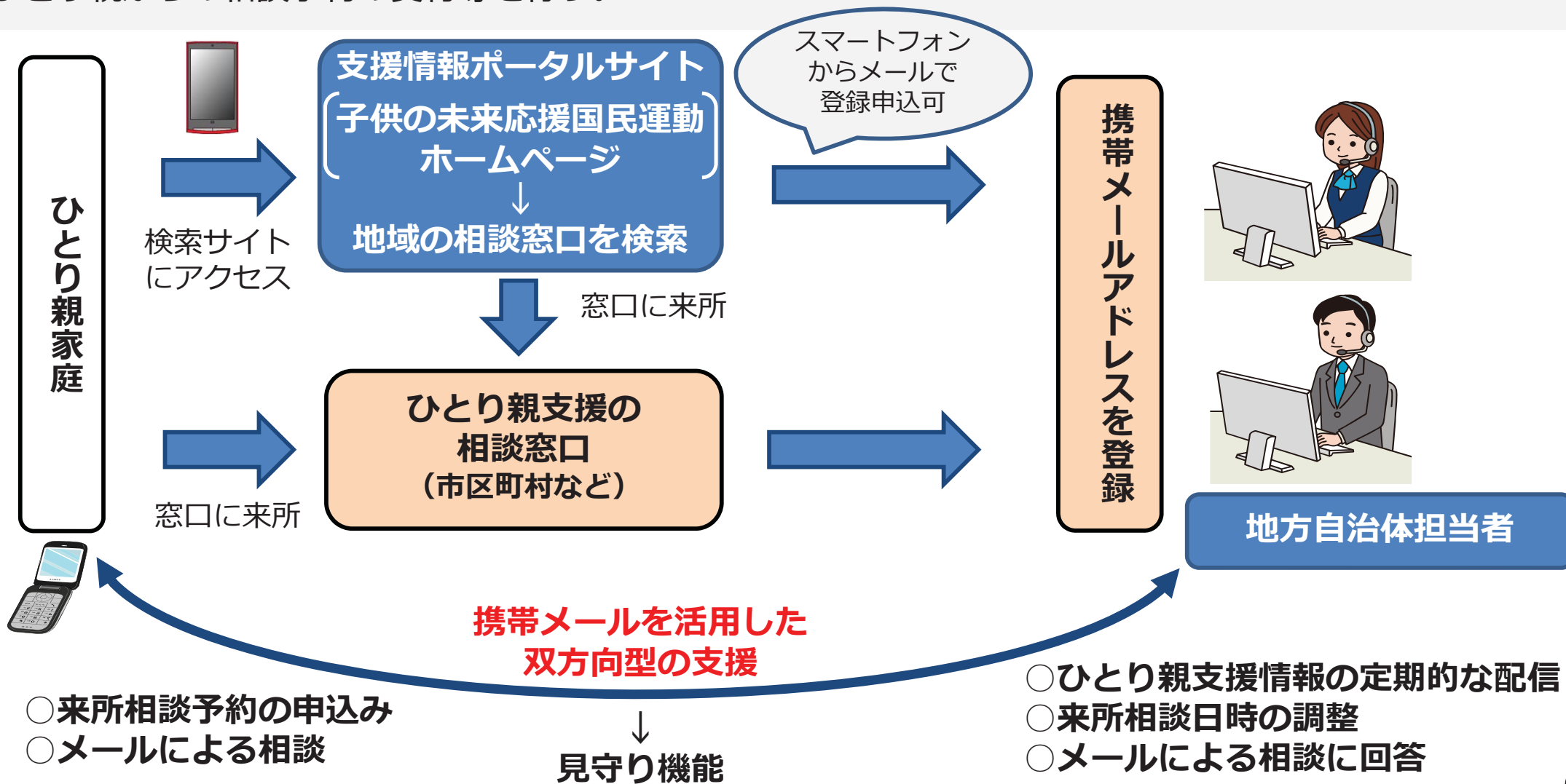
相談窓口のワンストップ化の推進⑤

～携帯メールを活用した双方向型の支援～

支援につながる

概要

自治体の相談窓口に来所したひとり親や、支援情報ポータルサイトを経由してメールで自治体にアクセスしたひとり親の携帯メールアドレスを登録し、定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約の受付等を行う。



相談窓口のワンストップ化の推進⑥

～全国の自治体のひとり親支援情報を「見える化」～

概要

全国の自治体のひとり親支援の取組にはばらつきがあるが、各自治体の取組の現状を明らかにするとともに、先進的な好事例を幅広く周知して、各自治体における積極的な取り組みを促すことが必要であることから、子供の未来応援国民運動ホームページ上で全国の自治体のひとり親支援情報を「見える化」。

自治体別の取組状況を「見える化」

自治体の先進的取組を「見える化」

○県A市の施策情報

- ・日常生活支援 ○
- ・**子供の学習支援** ○
- ・子供の居場所づくり ×
- ・食事の提供 ×
- ・就業支援 ○

子供の未来応援
国民運動
ホームページ

①事業の実施状況

②好事例の紹介

好事例一覧

- ① **eラーニングを活用した学習支援** (○県A市)
- ② 就業支援専門員を配置した効果的な学習支援 (△県D市)

学習支援事業の実施状況

【○県】
A市 ○ (週3回実施)
 B市 ○ (月2回実施)

eラーニングを活用した学習支援 (○県A市)

【事業の概要】
 【事業経緯】
 【具体的な事業内容】

施策別の状況を「見える化」

先進的取組の実施方法を「見える化」

自治体の窓口における相談の水準の向上

概要

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

相談の水準の向上

- (1) 相談支援の質を標準化するための**アセスメントシートを開発し、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成**【27年度】
- (2) 母子・父子自立支援員等に対する**研修の充実**【27年度】
(全国研修・ブロック別研修における好事例の周知など)

母子・父子自立支援員相談実績（平成25年度）

		生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活 援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち 配偶者等の 暴力	うち 養育費			うち 母子寡婦 福祉資金	うち 児童扶養手当		
母子 寡婦	件数	201,130	71,821	15,084	7,132	70,648	440,570	291,671	92,135	22,693	735,041
	割合	27.4%	9.8%	2.1%	1.0%	9.6%	59.9%	39.7%	12.5%	3.1%	100.0%
父子	件数	3,826	735	78	147	2,665	5,790	—	4,019	292	12,573
	割合	30.4%	5.8%	0.6%	1.2%	21.2%	46.1%	—	32.0%	2.3%	100.0%
合計	件数	204,956	72,556	15,162	7,279	73,313	446,360	291,671	96,154	22,985	747,614
	割合	27.4%	9.7%	2.0%	1.0%	9.8%	59.7%	39.0%	12.9%	3.1%	100.0%

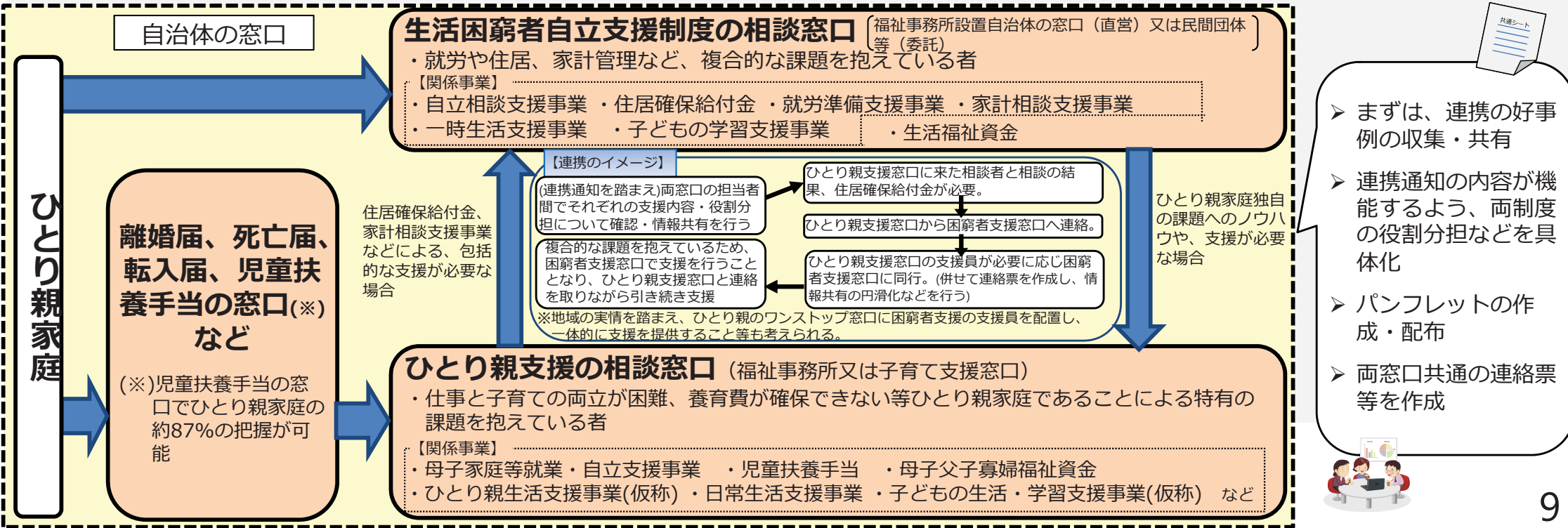
生活困窮者自立支援制度の着実な実施と ひとり親施策との連携の推進

現状と課題

- ひとり親施策の窓口が十分に認知されていない。また、生活困窮者自立支援法は今年4月に施行されたばかりで、引き続き周知が必要。
- 対象者の状況に応じて生活困窮者自立支援制度、ひとり親施策それぞれの施策を組み合わせ、より効果的な支援が必要。
- このため、生活困窮者自立支援相談事業とひとり親施策の相談窓口とのさらなる連携が必要。
※連携に係る通知を発出したところであるが、それぞれ各地域で実際に機能するようにする必要がある。

施策の方向性

- ひとり親家庭の状況に応じたさまざまな端緒から適切な支援につなげる具体的な流れを構築する。
- 連携通知の内容が機能するよう、それぞれの制度の役割分担の明確化などを行い、自治体での取組の具体化につなげる。
- ひとり親施策の窓口で生活困窮者自立支援制度を活用してもらうために、両制度を紹介したパンフレットを作成し、両制度の窓口をはじめ、関係者に配布する。
- 生活困窮者自立支援制度は施行後間もなく、実践の蓄積が求められることから、まずは、ひとり親施策の窓口と生活困窮者自立支援相談の窓口が連携した好事例を収集し共有する。



家事援助・保育サービスの充実

現状

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。

＜利用料（1時間あたり）＞

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

課題

- 定期的な利用は本事業の対象外としており、利用者から使いにくいとの指摘がある。
- ひとり親家庭に派遣する支援員（ヘルパー）の確保が困難との指摘がある。



施策の方向性

- 利用条件を緩和し、定期的な利用も可能とする。
- 支援員の要件を緩和する。
（現行）一定の研修の受講が必須
 →子育て支援員であれば可とする等の緩和を検討

ショートステイ・トワイライトステイの充実

現状

- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。（ひとり親家庭以外の利用も可能）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所	678か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所	364か所

課題

- ひとり親家庭において、仕事と子育ての両立を図るためには、夜間・休日などに子供を預かる子育て支援サービスの充実が必要。



施策の方向性

- ショートステイ・トワイライトステイの利用の拡大を図る。

※少子化社会対策大綱における目標

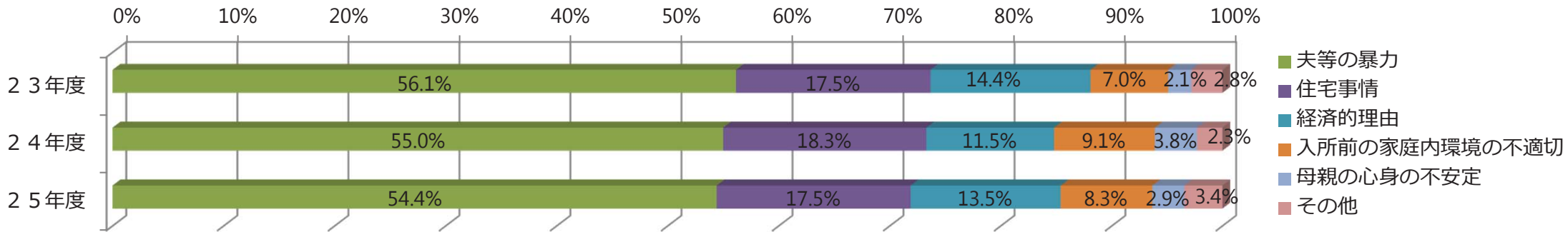
	2014年度見込み	2019年度
ショートステイ	延べ7万人	→ 16万人
トワイライトステイ	延べ5万人	→ 14万人

- 子どもの居場所づくりに関する取組との連携など、好事例を示しつつ、積極的な活用を自治体に求める。

母子生活支援施設の活用

現状

- 母子生活支援施設は、母子家庭の母及び子を入所させて保護し、自立に向け、生活を支援する施設。施設数は247か所で、3542世帯が利用（平成26年10月時点。定員は4936世帯）
- 居室、集会・学習室等があり、母子支援員、保育士、少年指導員、調理員等、嘱託医が配置。
- DV被害を理由とする入所が5割を超えており、住宅事情や経済的理由による入所も約3割を占める。



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」（※現時点での最新年度：平成25年度）

課題

- DV被害者の入所が約半数を占め、虐待児の増加も見られることから、自立を支援するための機能・役割の充実・強化が必要。
- 関係機関との連携を強化し、母子の抱える課題や状況の違いを理解した、早期・集中的な支援を実施していくことが必要。
- 母子生活支援施設が有する機能を活用し、地域の支援拠点として活用していくことが必要。



施策の方向性

- 母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用。
 - ・親の生活支援事業の実施
 - ・子どもの生活・学習支援事業の実施
 - ・就業支援専門員の配置
 - ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
 - ・母子・父子自立支援員等の関係者との情報共有